

令和 2 年
第 3 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 3 月 27 日（金） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 19 人）

会長	1 番	寶代 行廣		
会長職務代理	2 番	今市 範男		
委員	3 番	栗ヶ窪 和治	4 番	下之門 信洋
	5 番	宮原 耕一		
	6 番	東 鈴子	8 番	君野 潤二
	9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男
	11 番	菊永 多佳子		
	12 番	宮原 俊郎	13 番	徳永 映子
	14 番	松永 正美		
	15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美
	17 番	梶山 俊孝		
	18 番	栢木 いさ子	19 番	大隣 初美
	20 番	月野 貴大		

4. 欠席委員（ 1 人） 7 番 田中 司

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 事務局職員の任命の報告について
- 日程第 4 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 5 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 6 議案第 17 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第 7 議案第 18 号 農地法第 5 条による転用許可後の事業計画変更に対する承認について
- 日程第 8 議案第 19 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 20 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日程第 10 議案第 21 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 11 議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計

画に対する意見決定について

- 日程第 12 議案第 23 号 非農地証明願いについて
- 日程第 13 議案第 24 号 事務局職員等の任命について
- 日程第 14 令和 2 年度農業委員会当初予算について
- 日程第 15 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛下町 浩二

農政係長 蔵元 善兼 係員 中村 信介, 内 良一

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成, 西野 政則, 内門 照人, 中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。田中委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 2 年第 3 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 102 ページを御覧いただきたいと
思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございません
か。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、14番 松永 委員、15番 東垂水 委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日3月27日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 事務局職員の任命の報告についてを議題とします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 これについては、令和2年1月1日付けの発令であるため、本来ならば12月農業委員会総会に議案として承認を得なければならなかったところですが、昨年末に内示があった関係で、総会に諮れなかったものでありますので、今回、任命の報告をするものであります。
(その後、総会資料 2の3の説明)

議 長 只今の報告について、質疑はありますか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、報告でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第 18 条第6項及び農用地利用集積計画、並びに議案審議に関しない農地法第 18 条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

3ページからになります。

農地法第 18 条第6項による通知事案ですが、2件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は 〇〇〇〇さん 他の申し入れです。貸人主導によるもの1件、借人主導によるもの1件となっております。

地目の内訳は畑の2筆の 3,143 m²で、地域別では潁娃が2件です。

次に農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は 21 件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は 〇〇〇〇さん 他の申し入れです。貸人主導によるもの 14 件、借人主導によるもの7件となっております。

地目の内訳は田が2筆、畑が 45 筆の 52,597 m²で、地域別では潁娃4件、知覧6件、川辺 11 件です。

以上で、説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第5 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 12～19 ページで、今回は、新規認定 7 件、再認定 27 件であります。

一覧表は 13 ページ、新規認定個別表は、14～16 ページになります。

まず、整理番号 1、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで青果用甘しょ 200 a、人参 150 a の経営を行ってきましたが、経営規模拡大により更なる経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、各種研修会への参加により、複式簿記と簡易経営分析を習得し、併せて制度資金等を活用し施設等の整備を行う考えです。

次に、整理番号 2、〇〇法人〇〇〇〇です。

この法人は、農業と福祉の連携事業に取り組んでおり、このような農福連携に取り組む〇〇法人も認定農業者の認定対象となっていることから、今回、農政課で認定され報告があったところです。

平成 23 年度から、B 型事業所として農耕事業を行ってきましたが、利用者の工賃増額を目標として、作付け面積の拡大を行いたい考えです。

経営目標を達成するために、農業委員会による農地の斡旋、併せて制度資金等を活用し農業機械等の整備を行う考えです。

次に、整理番号 3，穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶 504 a の経営を行っていますが、今後は、茶品種の見直しや規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による農地の斡旋や制度資金等を活用し農業機械の導入を行う考えです。

次に、整理番号 4，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶 101 a の経営を行っていますが、今後は、茶の規模拡大や冬期園芸作物への取組により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による農地の斡旋や各種研修会への参加により、複式簿記と簡易経営分析を習得し、併せて制度資金を活用し施設等の整備を行う考えです。

次に、整理番号 5，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶 489 a の経営を行っていますが、今後は、経費節減等により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、各種研修会への参加により、栽培技術と経営管理の向上に努め、併せて制度資金を活用する考えです。

次に、整理番号 6，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶 290 a の経営を行っていますが、今後は、規模拡大と良質な茶生産により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、肥培管理を徹底し、併せて制度資金を活用し施設等の整備を行う考えです。

次に、整理番号 7，川辺町〇〇の 〇〇会社〇〇〇〇です。これまで、役員 4 名と社員 1 名により、約 37 ha で作物を栽培していますが、44 ha まで規模拡大し、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による農地の斡旋、併せて制

度資金等の活用により農業機械の更新等を行う考えです。

なお、再認定 27 件の個別表は、資料の 17～19 ページになりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第6 議案第 17 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。まず、東垂水委員お願いします。

東垂水委員 審議番号 1 番です。

申請人は、鹿児島市の ○○会社○○○○です。

申請地は、頴娃町○○○○番○の一部 外 1 筆、原野 5,298 の内 2,505 m²と山林 2,856 の内 864 m²で、○○○自治会の北側付近に位置します。

申請人は、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。

代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、月野委員お願いします。

月野委員 審議番号 2 番です。

申請人は、知覧町○○の○○○○さん、○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○○○番○、畑の 411 m²で、○○○自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいのため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。

代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化、作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっていますが、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

補足説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 17 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、日程第 7 議案第 18 号 農地法第 5 条による転用許可後の事業計画変更に対する承認についてを議題とします。まず現地調査員の説明をお願いします。下之門委員お願いします。

下之門委員 審議番号 1 番です。

申請人は、福岡市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、雑種地の 255 m²で、〇〇〇〇の南西の国道 225 号線沿い〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、令和元年 11 月に親が農業用機械等の駐車場を確保するため農地法第 5 条の転用許可を受けたが、近隣に施設計画プランがあるため今回、隣接する南側の農地 2 筆と一体で月極駐車場として貸駐車場を整備し土地の有効活用を図ろうとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
内容については、現地調査委員から報告があったとおりでございます。
後ほど、新たに追加した畑については、5条申請で御審議して頂きます。
補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 これより審議をお願いします。只今事務局から報告のありました件について質問、御意見はありませんか。

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第18号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更について、原案どおり承認することに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第8 議案第19号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可について御説明申し上げます。
34ページからになります。今回の申請は、所有権移転8件になります。
所有権移転について、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。
内訳は、田が2筆で862㎡、畑が11筆で10,825㎡となっています。
理由は、1番・5番・7番が規模拡大、2番・4番が相手方の要望、3番が父、6番が伯父より受贈、8番が空き家物件に接続する農地の特例による取得となっております。
土地の取引価格につきましては、10aあたり田が178,000円から288,000円、畑が42,000円から1,550,000円で売買される予定です。
地域別では、潁娃2件、知覧4件、川辺2件でございます。
また、法第3条第2項各号の判断については、36～39ページの調査書及び

40ページの営農計画書及び41ページの誓約書のとおりでございます。

以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第19号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第19号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第9 議案第20号 農地法第4条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から御報告をお願いします。下之門委員をお願いします。

下之門委員 審議番号1番です。
申請人は、知覧町〇〇の〇〇法人〇〇〇〇です。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇の一部 外1筆、畑の492㎡で、〇〇〇自治会に位置します。
申請人は、〇〇法人業を営んでおり、放課後等デイサービス事業の平日は学校を終えてからのサービスが主体となることから活動スペースを備えていないため、活動室4棟のプレハブを設置しようとするものです。
以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 4条の補足説明いたします。
内容については、現地調査員から報告があったとおりでございます。
立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員4m以上の市道に面

しており、かつ概ね 500m以内に〇〇〇〇と〇〇〇〇があるため、「第3種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願います。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第20号 農地法第4条申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって議案第20号に係る案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第10 議案第21号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から、所有権移転3件の御報告をお願いします。まず月野委員をお願いします。

月野委員 審議番号1番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑の475㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいのため、申請地を父から譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

審議番号2番です。

譲受人は、先ほどの農振除外で申した〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由は、先ほど農振除外で申したので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、下之門委員お願いします。

下之門委員 審議番号3番です。

譲受人は、先ほどの事業計画変更で申した〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 外1筆、畑の525㎡で、事業計画変更申請地の隣接で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、申請地を譲り受けて、近隣に施設計画プランがあるため今回、隣接する北側の事業計画変更の農地1筆と一体で月極駐車場として貸駐車場を整備し土地の有効活用を図ろうとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

審議番号1番です。

立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員4m以上の道路に面しており、かつ概ね500m以内に〇〇〇〇と〇〇〇〇があるため、「第3種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

審議番号2番です。

立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地が概ね50m以内に3戸以上の住宅があるため、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

審議番号3番です。

立地基準ですが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

なお、審議番号2番は第1種農地のため、農振除外見込み後以降に県常設審議会へ意見聴取となります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

- 議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 21 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第 21 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。
- 議 長 次に、日程第 11 議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。
- 農地係長 それでは、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について説明いたします。
61 ページからになります。
所有権移転についてですが、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 8 件の申し入れです。
地目の内訳は畑が 13 筆の 21,650 m²であります。
理由は規模拡大による取得が 9 件となっております。
申請農地の取引価格については 10a 当り、畑の 240,000 円から 1,100,000 円で売買される予定です。地域別では、知覧 7 件、知覧 2 件、合計 9 件となっております。
次に、「賃貸借利用権」の設定であります、64 ページからになります。
利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 101 件になります。
設定面積は、田が 43 筆 37,920 m²、畑が 121 筆で 236,596 m²の合計 166 筆の 274,516 m²になります。地域別では、穎娃 33 件、知覧 38 件、川辺 30 件、合計 101 件となっております。
次に「使用貸借権設定」の設定であります、82 ページからになります。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他 16 件になります。

設定面積は、田が 14 筆で 10,488 ㎡、畑が 22 筆で 23,095 ㎡の合計 36 筆の 33,583 ㎡になります。地域別では、潁娃4件、知覧4件、川辺8件、合 16 件となっております。

以上、すべての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権の番号 57 番については東垂水委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、賃貸借利用権の番号 57 番を除く案件及び所有権移転の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、賃貸借利用権の番号 57 番を除く案件及び所有権移転の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 22 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、東垂水委員の退室を求めます。

(東垂水 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する、賃貸借利用権の番号 57 番については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 22 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。東垂水委員の入室を許可いたします。

(東垂水 委員 入室)

議 長 東垂水委員に報告いたします。議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 12 議案第 23 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。松永委員お願いします。

松永委員 審議番号 1 番です。
申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番地、畑の 411 m²で、〇〇〇自治会に位置します。
申請地は、坂道で行き来が不便であり、圃場も高土手により実際の耕作面積が狭く、生産性も低く、約 20 年前から耕作を放棄しているとのことで現在の状態に至っており、今後も耕作の見込みはなく、現地調査の結果、周辺の状況からして簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しました。
審議番号 2 番です。
申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番地〇 外 1 筆、畑の 2, 318 m²で、〇〇〇自治

会に位置します。

申請地は、申請人の両親が生前、ミカン畑として利用していましたが、平成9年頃から高齢化及び害虫等により栽培管理ができなくなり耕作を放棄しているとのことで現在の状態に至っており、今後も耕作の見込みはなく、現地調査の結果、周辺の状況からして簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しました。

審議番号3番です。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇〇〇番地、畑の743㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請地は、申請人の両親が農業を営んでいましたが、高齢化に伴い約20年前から耕作を放棄し、申請人も農業はしていないとのことで現在の状態に至っており、今後も耕作の見込みはなく、現地調査の結果、周辺の状況からして簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1番2番3番とも、非農地に係る取扱い基準（内規）の非農地の基準、第5条第2項（ウ）に基づき判断したところであり、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第23号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 13 議案第 24 号 事務局職員等の任命についてを議題とします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 別紙のとおり、任命したいので承認方をお願いいたします。
(その後、総会資料 97 頁の説明)

議 長 これより審議を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がございませんので採決いたします。議案第 24 号 事務局職員等の任命については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号については原案どおり承認されました。これにつきましては、令和 2 年 4 月 1 日の発令となります。

議 長 引き続きまして、日程第 14 令和 2 年度 農業委員会当初予算についてを議題とします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 それではまず農政係分について御説明申し上げます。
総会資料 99 ページ、5 款 1 項 1 目の農業委員会費は予算額 23,352 千円をお願いするものであります。

事業内容としましては、農業委員 20 (19) 名と農地利用最適化推進委員 20 (21) 名の合計 40 (40) 名の活動に要する経費で、農業委員及び推進委員の活動報酬や委員研修・会議等への出会費用弁償等が主なものであります。

財源としまして、農業委員会交付金 8,774 千円を充当し、その他は一般財源でございます。

次に総会資料 100 ページ上段の一般経費でございますが、予算額 6,513 千円をお願いするものであります。

事業内容としましては、農業委員会事務局の所管事務に要する事務的経費で、会計年度任用職員の報酬や農地台帳システムの保守点検委託料、鹿児島県農業会議、南薩地区農業委員会連絡協議会等の負担金等が主なものであり

ます。

財源としましては、農業委員会諸証明手数料 639 千円、農業委員会交付金 2,898 千円、農地法関連の権限移譲交付金 524 千円を充当し、その他は一般財源でございます。

次に総会資料 100 ページ下段の農業者年金事業費でございますが、予算額 1,707 千円をお願いするものであります。

事業内容としましては、農業者年金の裁定請求や新規加入推進等に要する事務的経費で、会計年度任用職員の報酬や年金加入推進謝金、複写機使用料等が主なものであります。

財源としまして、農業者年金受託事業収入 1,619 千円を充当し、その他は一般財源でございます。

続きまして、農地係分について御説明申し上げます。

総会資料 101 ページ上段の遊休農地等活用条件整備事業費は、予算額 1,000 千円をお願いするものであります。

事業内容としましては、遊休農地の整備に係る経費の支援を行うもので、認定農業者等が遊休農地を整備し、その農地を耕作することにより遊休農地の解消を図る事を目的としています。遊休農地等活用条件整備事業補助金として、10a 当たりの整備経費の上限額を 10 万円とし、その 3 分の 1 以内を補助するものであり、本年度 3 ha 分の解消を見込んでおります。

財源としましては、全額一般財源でございます。

次に総会資料 101 ページ下段の農地売買等事業費でございますが、予算額 18 千円をお願いするものであります。

事業内容としましては、農用地等の売買に関する嘱託登記事務の一部を受託する事務的経費で、鹿児島県地域振興公社が行う農用地等の売買により、担い手農家への農地の流動化を図ろうとするもので、電話料、複写機使用料が主なものでございます。

財源としまして、農地売買等事業受託事業収入 15 千円を充当し、その他は一般財源でございます。

以上、御報告いたします。

議長 これより審議をお願いいたします。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がございませんが、これについてはあくまでも報告事項ですので、御了承をお願いします。事務局におかれましては、この予算に基づき適正な事務執行

をお願いするものであります。

議 長 次に、日程第15 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 本年度の農業者年金加入状況について、担当の内主査から説明をお願いします。

内 主査 (加入状況を説明。)

議 長 以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和2年第3回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後2時59分